

議案第9号

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月15日提出

桐生市長 荒木 恵 司

桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

桐生市小口資金融資促進条例(昭和30年桐生市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 9 号 桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

縣市協調制度である小口資金の借換制度を令和 6 年度も継続実施するため、
所要の改正を行おうとするものです。